

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「労働者定年退職金条例」最新改正内容（一）

2019年5月15日大統領華総一義字第10800049101号令に基づき、条文第4、7、8-1、14、23、26～29、33、34、41～44、50、53、54条の改正、条文第45-1、53-1、54-1、56-1～56-3条が追加、第47条を削除された。

※朱色部分は改正部分

条文番号	改正前(2016.11.01)	改正内容(2019.4.26)
第4条	<p>中央主務機関は、労働者定年退職基金の審議、監督、審査のために、及び本条例における年金保険の実施に関して、労働者定年退職基金監理委員会（以下「監理委員会」という）を組成しなければならない。（第1項）</p> <p>監理委員会は独立してその職権を行使し、その組織、会議及びその他関連事項については、別段の法律の定めによる。（第2項）</p> <p>監理委員会の成立後、監理委員会は、労働基準法第56条第2項に規定する労働者定年退職基金監理業務を、統括して取り扱う。（第3項）</p>	<p>中央主務機関は、本条例と労働基準法第56条第3項の規定における労働者退職基金管理と運用業務を監督するため、政府機関代表、労働者代表、使用者代表、専門家及び学者を招聘し、労働基金監理会（以下「監理会」という）を以て行うものとする。（第1項）</p> <p>前項監理会における監理事項、手続き、人員構成、任期と招聘及びその他の関連する事項については、中央主務機関の定めるところによる。（第2項）</p>
第7条	<p>本条例の対象は、労働基準法を適用する次に掲げる労働者である。但し、私立学校法の規定により、定年退職準備金を拠出する場合、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本国籍労働者 2. 中華民国国内に戸籍を有する国民と結婚し、且つ、居留許可を取得して台湾地区で仕事を従事する外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民。 3. 前号の外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民は、配偶者と離婚又は配偶者が死亡した場合、法律規定に基づき 	<p>本条例の対象は、労働基準法を適用する次に掲げる労働者である。但し、私立学校法の規定により、定年退職準備金を拠出する場合、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本国籍労働者 2. 中華民国国内に戸籍を有する国民と結婚し、且つ、居留許可を取得して台湾地区で仕事を従事する外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民。 3. 前号の外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民は、配偶者と離婚又は配偶者が死亡した場合、法律規定に基づき

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>台湾地区で居留を継続して仕事できる者。(第1項)</p> <p>本国籍人員、前項第2号、第3号規定の人員は次のいずれかの身分がある場合、本条例規定に基づき、自主的に退職金の納付及び受領することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実際に仕事を従事してる使用者 2. 自営業経営者 3. 委任を受ける労働者 4. 労働基準法に適合しない労働者 (第2項) 	<p>台湾地区で居留を継続して仕事できる者。</p> <p>4. 前二号以外の外国人は、入出国及び移民法の関連する規定により永久居留が許可され、且つ台湾で就労している者。(第1項)</p> <p>本国籍人員、前項第2号から第4号規定の人員は次のいずれかの身分がある場合、本条例規定に基づき、自主的に退職金の納付及び受領することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実際に仕事を従事してる使用者 2. 自営業経営者 3. 委任を受ける労働者 4. 労働基準法に適用しない労働者 (第2項)
<p>第8-1条</p>	<p>第7条第1項第2号、第3号人員、及び中華民國99年7月1日以降、初めて本国国籍を取得した労働者は、本条例が102年12月31日にて改正した条文が施行される日から、本条約の定年退職金制度を適用しなければならない。但し、改正条文が施行される前に、既に雇用を受けて、且つ、尚も同じ事業単位に勤務している者は、改正条文が施行してから6ヶ月以内に、書面方式で使用者に労働基準法の定年退職金制度への適用を意思表示した場合、この限りではない。(第1項)</p> <p>前項人員は改正条文が施行してから初めて各該当身分を取得した場合、身分を取得した日から本条例の定年退職金制度を適用する。但し、改正条文が施行される前に、既に雇用を受けて、且つ、尚も同じ事業単位に勤務している場合、前項但書の規定に準</p>	<p>次に掲げる人員は以下の各号に定められた期日から、本条例の定年退職金制度を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7条第1項第2号、第3号人員、及び中華民國99年7月1日以降、初めて本国国籍を取得した労働者は、本条例102年12月31日にて改正され、施行された日。 2. 第7条第1項第4号人員、本条例が108年4月26日にて改正され、施行された日。 3. 前二号の人員は各当該改正条文が施行された後から、始めて各当該身分を取得した者について、身分の取得日とする。(第1項) <p>前項所定の人員について、各当該改正条文の施行日前までに、既に雇用され、且つ同事業機関にて役務を提供している者は、本</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>用する。(第2項)</p> <p>既に前二項規定に基づき、使用者に対して労働基準法の定年退職金規定への適用を意思表示した場合、本条例の退職金制度へ変更することを選択してはならない。(第3項)</p> <p>労働者は第1項及び第2項規定に基づき、本条例の定年退職金制度を適用した場合、本条例を適用する前の勤務年数は第11条規定に基づき処理する。(第4項)</p> <p>使用者は、第1項及び第2項規定に基づき本条例の定年退職金制度を適用する者に対し、労保局へ抛出手続を行うほか、第1項及び第2項規定の期限が満了してから15日以内に申告しなければならない。(第5項)</p>	<p>条例から起算して6か月内において適用し、書面を以て使用者に対し、労働基準法の定年退職金規定への適用を選択する意思を表明することができる。(第2項)</p> <p>前項規定に基づき、使用者に対して労働基準法の定年退職金規定への適用を意思表示した場合、本条例の退職金制度へ変更することを選択してはならない。(第3項)</p> <p>労働者は第1項規定に基づき、本条例の定年退職金制度を適用した場合、本条例を適用する前の勤務年数は第11条規定に基づき処理する。(第4項)</p> <p>使用者は、第1項及び第2項規定に基づき本条例の定年退職金制度を適用する者に対し、労保局へ抛出手続を行うほか、第1項及び第2項規定の期限が満了してから15日以内に申告しなければならない。(第5項)</p>
<p>第14条</p>	<p>使用者が第7条第1項規定の労働者のために負担する労働者定年退職金の抛出率は、労働者の毎月の賃金の100分の6を下回ることができない。(第1項)</p> <p>使用者は第7条第2項第3号又は第4号規定の人員のために、毎月の賃金の百分の六を範囲として定年退職金を抛出することができる。(第2項)</p> <p>労働者は、自身の毎月の賃金の100分の6の範囲内において、自ら定年退職金を別途抛出することができる。労働者自ら抛出する部分については、当年度の個人総合所得総額から、全額控除することができる。(第3項)</p>	<p>使用者が第7条第1項規定の労働者のために負担する労働者定年退職金の抛出率は、労働者の毎月の賃金の100分の6を下回ることができない。(第1項)</p> <p>使用者は第7条第2項第3号又は第4号規定の人員のために、毎月の賃金の百分の六を範囲として定年退職金を抛出することができる。(第2項)</p> <p>第7条規定の人員は、毎月の賃金の100分の6の範囲内において、自ら定年退職金を別途抛出することができる。自ら抛出した定年退職金は、当年度の所得課税対象としない。(第3項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>前項規定は、第7条第2項の規定により自ら定年退職金を拠出した者に対して、準用する。(第4項)</p> <p>前四項という毎月の賃金は、中央主務機関より毎月の拠出金額と賃金の対照表を制定して、行政院の許可に提出するものとする。(第5項)</p>	<p>第7条第2項第1号から第3号規定の人員は、毎月の賃金の100分の6の範囲内において、自ら定年退職金を別途拠出することができる。自ら拠出した定年退職金は、拠出する一年間の執行業務収入課税対象とならない。(第4項)</p> <p>第1項から第3項における毎月賃金及び前項所定の執行業務所得は、中央主務機関により毎月の拠出金額対照表を制定して、行政院の許可に提出するものとする。(第5項)</p>
<p>第23条</p>	<p>定年退職金の受給及び計算方法は次の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月払いの定年退職金：労働者個人の定年退職金専用口座の元金及び累積利益について、年金生命表に基づき、平均余命及び利益等の基礎計算により算出された金額を、定期的に支給される定年退職金とする。 2. 定年退職金の一時払い：労働者個人定年退職金専用口座の元金及び累積利益を一括払いで受取る。(第1項) <p>本条例に基づき拠出した労働者定年退職金の運用収益は、当地銀行の二年定期預金の利率を下回ることはできず、不足が生じた場合、国庫からこれを補う。(第2項)</p> <p>第1項第1号という年金生命表、平均余命、利率及び金額の計算は、劳保局が草案し、中央主管機関に決定を求める。(第3項)</p>	<p>定年退職金の受給及び計算方法は次の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月払いの定年退職金：労働者個人の定年退職金専用口座の元金及び累積利益について、年金生命表に基づき、平均余命及び利益等の基礎計算により算出された金額を、定期的に支給される定年退職金とする。 2. 定年退職金の一時払い：労働者個人定年退職金専用口座の元金及び累積利益を一括払いで受取る。(第1項) <p>前項に基づき拠出した労働者定年退職金の運用収益は、当地銀行の二年定期預金の利率を以て計算した収益を下回ることできず、不足が生じた場合、国庫からこれを補う。(第2項)</p> <p>第1項第1号に定めた年金生命表、平均余命、利率及び金額の計算は、劳保局が草案し、中央主管機関に決定を求める。(第3項)</p>
<p>第26条</p>	<p>労働者が定年退職金の受給申請を行う前に</p>	<p>労働者が定年退職金の受給申請を行う前に</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>死亡した場合、その遺族又は指定受給者は、定年退職金の一時払い受給を申請することができる。既に月払いの定年退職金を受給した労働者が、第 23 条第 3 項で規定する平均余命前に死亡した場合、月払いの定年退職金の給付を停止する。その個人定年退職金専用口座を精算し剰余金がある場合、その遺族又は指定受給者が受取る。</p>	<p>死亡した場合、その遺族又は指定受給者は、定年退職金の一時払い受給を申請することができる。既に月払いの定年退職金を受給した労働者が、第 23 条第 3 項で規定する平均余命前、もしくは第 24-2 条第 2 項に定められた受給年前に死亡した場合、月払いの定年退職金の給付を停止する。その個人定年退職金専用口座を精算し剰余金がある場合、その遺族又は指定受給者が受取る。</p>
<p>第 27 条</p>	<p>前条の規定に基づき定年退職金の受給を申請できる遺族の順位は次の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者及び子女 2. 父母 3. 祖父母 4. 孫子女 5. 兄弟、姉妹（第 1 項） <p>前項において、同一順位の遺族が複数いる場合、共同で受給申請を行い、受給申請を行った遺族とする場合は、受給申請を行わなかった遺族に対し分配しなければならない。死亡、放棄、又は法定事由により相続権を失った場合とすれば、残りの遺族が受給を申請する。但し、生前に特定の遺族を受給者として指定した場合、それに基づく。（第 2 項）</p> <p>労働者の死亡後、第 1 項の遺族又は指定受給者がいない場合、その定年退職金専用口座の元金及び累積利益は、労働者定年退職基金となる。（第 3 項）</p>	<p>前条の規定に基づき定年退職金の受給を申請できる遺族の順位は次の通り：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者及び子女 2. 父母 3. 祖父母 4. 孫子女 5. 兄弟、姉妹（第 1 項） <p>前項において、同一順位の遺族が複数いる場合、共同で受給申請を行い、受給申請を行った遺族は、受給申請を行わなかった遺族に対し分配しなければならない。死亡、放棄、又は法定事由により相続権を失ったとき、残りの遺族が受給を申請する。但し、生前に特定の遺族を受給者として指定した場合、それに基づく。（第 2 項）</p> <p>労働者の死亡後、次に掲げる状況を有した者、その定年退職金専用口座の元金及び累積利益は、労働者定年退職基金となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 1 項の遺族又は指定受給者がいない場合 2. 第 1 項の遺族もしくは指定受給人の定年退職金への請求権は、時効により消滅する。（第 3 項）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。